

令和7年2月21日

お客様各位

当組合の全営業エリア内で雪害に遭われた取引先に対する金融上の措置について

今回の連日の降雪により災害救助法の適用を受け、当組合の全営業エリア内(南魚沼市、魚沼市、十日町市、津南町)の取引先の被災者に対しても同様に、状況に応じ下記の金融上の措置を適用いたします。

記

1. 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずる。
2. 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずる。
3. 事情によっては、定期預金、定期積金等の期日前払戻しに応ずる。また、これを担保とする貸付にも応ずる。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立ができることとする。
5. 災害時における手形の不渡処分について配慮する。
6. 汚れた紙幣の引換えに応ずる。
7. 国債を紛失した場合の相談に応ずる。
8. 被害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずる。
9. 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮する。また、窓口における営業が出来ない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずる。
10. 1～9にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行う。
11. 営業停止等の措置を講じた営業店舗名等、及び継続して現金自動預払機等を稼働させる営業店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨をインターネットのホームページに掲載し、取引に周知徹底する。

以上



ゆきぐに信用組合